

岬町婚活支援事業補助金交付要綱

制定：令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組みとして、結婚を望む独身男女の出会いの機会を提供する事業に対し、予算の範囲内において婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、結婚のための活動を支援及び推進する団体とする。ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を目的とする団体又は公益を害するおそれのある団体は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を希望する独身の男女を対象に実施する男女の出会いの場を創出する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業（以下「婚活支援事業」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 岬町内に居住し、又は勤務する者が参加する事業
- (2) 20歳以上の独身の男女を対象として実施する事業
- (3) 参加者総数が概ね10人以上で、男女が同数であることを目標とする事業
- (4) 参加者を公募する事業
- (5) 公序良俗に反し、又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まない事業
- (6) 営利を目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする事業
- (2) 他の制度による補助金等の交付を受ける事業
- (3) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められる事業
- (4) 第7条の規定による交付決定を受けた日において当該事業が完了している事業
- (5) 令和9年3月31日までに完了しない事業
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる事業
- (7) その他町長が補助金を支出することにつき、不相当と認められる事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、町長が特に必要であると認めたものを除き、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 補助対象者（補助対象者の構成員を含む。以下この条において同じ。）の person 費や謝礼
- (2) 視察費、宿泊費、参加者及び補助対象者の交通費
- (3) 備品の購入に係る経費
- (4) 領収書等、支出を確認する証拠書類が提出できない経費
- (5) その他町長が社会通念上適切でないとして認めた経費

2 前項に規定する経費は、参加費その他の収入額の総額を全体事業費から控除した後の額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、1件当たりの補助金は15万円を限度とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 町内の施設で開催する事業 補助対象経費の10分の10
- (2) 町外の施設で開催する事業 補助対象経費の2分の1

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岬町婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業に着手する日の20日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要説明書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、岬町婚活支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、適当でないとして認めるときは、岬町婚活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助対象事業の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容等について、変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、岬町婚活支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（変更等の承認）

第9条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは岬町婚活支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、岬町婚活支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 収支報告書（様式第12号）
- (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書、通帳及び振込依頼書）の写し
- (4) 事業実施時の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは補助金の額を確定し、岬町婚活支援事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、速やかに岬町婚活支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付方法）

第14条 補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の停止又は返還）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めるとき。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の失効前に補助事業者となったものに対するこの要綱の適用については、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。